

弟子屈町環境基本条例

平成18年3月10日

条例第15号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 基本方針等(第8条・第9条)

第3章 基本的施策(第10条―第16条)

第4章 雑則(第17条)

附則

弟子屈町は、大自然が与えてくれた雄大な景観と美しい湖、豊かな森林と水資源、これらの恵まれた自然条件に支えられて農業や観光を中心とした産業がはぐくまれ、今日まで発展してきた。

しかしながら、高度経済成長とともに大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済構造へと時代は変遷し、偉大なる先人の労苦により築かれ、現在に継承されてきた恵み豊かな自然環境と安らぎのある生活環境に深刻な影響が及ぶまでに至った。

私たちは、自然そして地球を構成する一員でありながら、限られた資源及びエネルギーを大量に消費することによって環境に負荷を与えてきた社会経済活動や生活様式を見直し、地球環境的にも貴重な摩周湖等のすぐれた大自然とかけがえのない環境を良好な状態で将来の世代に誇りをもって継承すべき使命を担っている。

このような認識のもとに、持続的発展が可能な循環型社会の形成をとおして、自然と暮らすまちを創造していくために、弟子屈町環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例において、良好な環境の保全と創造(以下「環境保全等」という。)について基本理念を定め、並びに町民、住民団体、事業者及び町(以下「町民等」という。)の責務を明らかにするとともに、環境保全等の施策の基本となる事項を定め、現在及び将来の町民にとって健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境」とは、人間や生物が生活あるいは生存する上でかかわりあうもの及びそれを取り巻く周囲の状態をいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

4 この条例において「地球環境モニタリングプロジェクト」とは、国立環境研究所地球環境研究センターが、広く所内外の研究機関及び研究者の協力を得て推進している様々な地球環境分野の長期観測研究事業をいう。

5 この条例において「陸水環境の監視拠点」とは、世界的な観測ネットワークである地球環境監視システム傘下の陸水監視計画に登録されている陸水汚濁を監視する地点をいう。

(基本理念)

第3条 環境保全等は、町民等が環境に関する情報の共有と協働によるまちづくりを通して、健康で文化的かつ豊かな環境を等しく享受する権利の実現を図り、良好な環境を将来の世代へ継承するために次の3つを基本理念とする。

- (1) 共生 健康で安全かつ豊かな環境を享受するために、日常生活や事業活動における環境への配慮を積極的に行い、さわやかな大気環境や清らかな水環境等の快適で良好な環境保全等を図るものとする。
- (2) 循環 大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済構造の転換を目指し、環境への負荷の少ない資源エネルギー循環型社会の形成を図るものとする。
- (3) 協働 町民等が、それぞれ担うべき責務及び取り組むべき役割を明らかにし、相互協力と連携により、自然にやさしいまちづくりを推進するものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、日常生活において資源及びエネルギーの消費等の抑制並びに循環により環境への負荷軽減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町民は、環境保全等に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する施策及び取組に協力するものとする。

(住民団体の責務)

第5条 住民団体は、環境保全等の活動に際し、住民参加の体制整備、情報の提供及び活動機会の充実に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの事業活動において、設計及び計画の段階から環境への負荷軽減に配慮し、廃棄物の排出抑制及び自然環境の保全に必要な措置の構築に努めるものとする。

2 事業者は、自らの事業活動に従事する者に対し、環境の保全等に関する教育及び指導に努めるものとする。

(町の責務)

第7条 町は、環境保全等について、町民、住民団体及び事業者が理解を深め、その活動が促進されるよう環境に関する情報の提供及び機会の創出を図るものとする。

2 町は、自らの活動において廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷低減に資する原材料、役務等を率先して利用するよう努めるものとする。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第8条 町は、第3条に掲げる基本理念の実現を図るため、次の各号に掲げる基本方針に基づき、弟子屈町の特性に即した環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 地球環境の保全 地域における環境への負荷低減を図り、循環型社会の形成及び地球温暖化の防止を推進し、地球環境の保全に配慮した社会を創造する。
- (2) 自然環境の保全 人と自然との共生を図るため、雄大で多様な自然環境の適正な保全等を推進する。
- (3) 生活環境の保全 健康的な生活環境づくりを進めるため、環境の自然的構成要素を良好な状態に保全するとともに、潤いのある景観の形成及び歴史的かつ文化的遺産の保全等を図る。
- (4) 環境教育の推進 環境保全等についての活動を促進するため、環境に関する情報を共有し、教育及び学習の推進を図る。

(基本計画)

第9条 町は、本条例に基づく環境保全等に関する取組を推進するため、基本計画を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境保全等に関する短期的及び長期的な目標
- (2) 環境保全等に関する計画的かつ具体的な施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境保全等に必要な事項

3 町は、基本計画の策定において、町民、住民団体及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 町は、策定した基本計画を公表するとともに、基本計画の実施状況、進行状況等を明らかにするものとする。

第3章 基本的施策

(地球環境保全に関する施策)

第10条 町は、地球の温暖化の防止及び温室効果ガスの排出抑制等の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 町は、循環型社会の形成を推進するため、廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用並びに資源・エネルギーの有効利用が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(自然環境保全に関する施策)

第11条 町は、雄大で多様な自然環境を将来の世代に継承するため、美しい湖、豊かな森林、清らかな河川等の保全及び整備並びに野生生物の健全な生態系の保全、管理等を推進するものとする。

2 町は、地球環境モニタリングプロジェクトに位置づけられ、陸水環境の監視拠点として登録されている摩周湖の環境保全を推進するため、必要な施策及び措置を講ずるものとする。

3 町は、雄大な屈斜路湖の自然環境を保全するとともに、誰もがふれあい親しめる多様な観光資源及び貴重な水産資源として適正な利活用が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

4 町は、現在も活発な噴気活動を続ける硫黄山及びその周辺の植物相等の貴重な自然環境を保全するために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境保全に関する施策)

第12条 町は、安全で快適な生活環境を保全し、自然と暮らすまちを創造するため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保全されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 町は、自然と調和した景観及び緑や花に囲まれた町並みづくりの形成並びに歴史的又は文化的環境の保全が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 町は、環境に配慮した事業活動及び産業振興を推進するとともに、地産地消が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(環境教育の推進に関する施策)

第13条 町は、誰もが環境保全等についての理解を深め、自発的かつ適正な活動が推進されるよう、環境保全等に関する情報を収集、提供及び活用をし、教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の規定において、町は、特に将来を担う世代について、学校教育等を通して、積極的に環境教育及び学習を推進するように努めるものとする。

(環境保全等に関する施設の整備等)

第14条 町は、廃棄物及び下水の処理施設その他の環境への負荷低減及び環境の保全に資する施設の整備を推進するものとする。

2 町は、公園、緑地その他の公共的施設及び自然環境の適正な整備並びに健全な利用を推進するものとする。

(規制の措置)

第15条 町は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(連携)

第16条 町は、環境保全等に関する必要な広域的取組みについて、国、北海道及び他の地方公共団体

と連携及び協力し、その推進に努めなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。